主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

弁護人桃澤全司の上告趣意第一点について。

原判決が被告人の犯罪事実を認定するのにAに対する司法警察官の聴取書の供述記載を引用したと解すべきこと並びに原審において弁護人が右Aを証人として訊問せられたき旨の請求を却下したことはいずれも所論のとおりである。従つて、原判決は事実認定をするのに刑訴応急措置法一二条に違反したものというべく、その違法は原判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、本論旨はその理由があつて原判決は破棄を免れない。

同第二点について。

記録によれば、原審の審理に当つた判事は、裁判長判事吉田常次郎、判事保持道信、同鈴木勇の三名であること並びに原判決に関与した判事は裁判長判事吉田常次郎、判事保持道信の外石井文治であることは所論のとおりである。きれば、原判決には旧刑訴四一〇条四号にいわゆる「審理二関与セザリシ判事判決二関与シタル」違法あるものというべく、本論旨はその理由があつて原判決はこの点においても破棄を免れない。

よつて、旧刑訴四四七条、四四八条の二に従い裁判官全員一致の意見で主文のと おり判決する。

検察官 岡本梅次郎関与

昭和二六年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 齋藤悠輔

裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	眞	野			毅
裁判官	岩	松	Ξ		郎